

鷹の台公園整備事業の基本的な方針について

鷹の台公園整備事業では、令和3年度から4年度にかけて、鷹の台公園のあり方調査検討を行い、「鷹の台公園のあり方調査検討業務委託報告書」をまとめた。これを基に、令和5年2月から、サウンディング型市場調査により提案を募集し、意見交換等を行った。

これまでの取組を踏まえ、令和5年度の鷹の台公園整備基本計画策定や公民連携導入に向けた具体的な検討を進めるにあたり、本事業の基本的な方針を示す。

1 これまでの主な取組

- 令和元年度 公園整備予定地取得（小平市土地開発公社）
- 令和2年度 小平都市計画公園3・3・4号（鷹の台公園）等に関するアンケート調査
- 令和3年度 鷹の台公園のあり方調査検討（市民ヒアリング、都市公園セミナー等）
- 令和4年度 鷹の台公園のあり方調査検討（公園マルシェ、鷹の台公園いどばたかいぎ等）
鷹の台公園のあり方調査検討業務委託報告書公表、サウンディング型市場調査

2 サウンディング型市場調査の結果概要

（1）経過

- 事前説明会 令和5年2月13日（月）
- 個別対話の実施期間 令和5年3月20日（月）～4月14日（金）

（2）参加状況

- 事前説明会 49社／79名
- 個別対話 18事業者（複数の企業で参加された場合も1事業者としている。）

（3）主な提案等の概要

- ① 鷹の台公園等の整備やあり方に関すること
 - ・公募設置管理制度の活用による整備と、指定管理者による運営の組合せが望まれる。
 - ・設計から整備・管理運営まで一体的な事業とすることが望ましい。
 - ・パークセンター、カフェ・飲食店、遊具等の設置が考えられる。コーディネーターの人員配置、近隣商店街との連携、情報発信、キッチンカー等の出店等の取組が考えられる。
 - ・指定管理者制度と公募設置管理制度を併用する場合、指定管理の期間も公募設置管理制度にあわせた期間として20年間（10年更新）が望ましい。
 - ・立地条件が十分ではないが、中央公園で公募設置管理制度の活用が考えられる。
- ② 公園等の施設の管理運営手法やあり方に関すること
 - ・複数施設の包括管理により管理費の合理化、効率的かつ効果的な管理運営が見込める。
 - ・常駐管理を基本とした維持管理により質の向上が図られる。
 - ・地域の人材を活かした運営とすることが可能である。
- ③ 公募条件等
 - ・複数の公の施設の包括的な指定管理となる場合は、参加に前向きである。
 - ・指定管理料は、最低賃金の上昇や物価高騰を加味した指定管理料を設定してほしい。
 - ・多くの公園等の事業を一括で公募する方が、スケールメリットを出すことができる。

3 「鷹の台公園整備事業の基本的な方針」の概要

(1) 鷹の台公園整備事業の目的

- ① 市の関連計画の具現化により、多様なニーズに応えながら、市民サービスの向上を図る。
- ② 鷹の台公園は、公園のポテンシャルを引き出すリーディングパークとして、市の先導的で、実証的な都市公園とし、効果的な公民連携手法・仕組みにより、地域の活性化・魅力向上を図る。

(2) 事業推進にあたり踏まえるべき事項

① 主な計画上の位置づけ

小平市第四次長期総合計画、小平市都市計画マスタープラン、小平市第三次みどりの基本計画、小平市地域防災計画、小平市文化スポーツ推進計画、小平市観光まちづくり振興プラン、小平市第二次下水道プラン、小平市第1期経営方針推進プログラム

② 市立公園の状況

- ・市内には320以上の公園があり年々増え続けている中、限られた公園管理経費と職員数で維持管理を行っている。また、公園内の樹木の高木化・老木化、遊具等の公園施設の老朽化は進み、年間の苦情や要望数は約600件以上になる。
- ・中央公園等の比較的大規模な公園に比べて、多くの中小規模公園は利用頻度が低く、有効活用を検討する必要がある。一方で、社会状況の変化等により、公園等の利用に関するニーズは多様化・複雑化している。
- ・公園等アダプト制度を運用しているが、さらなる公園等を通じた協働の推進が求められる。

③ 国・東京都の動向

- ・国の「新たな時代の都市マネジメントに対応した都市公園等のあり方検討会 最終まとめ」を踏まえて、平成29年4月に都市公園法等が改正され、公募設置管理制度等が制度化された。
- ・令和4年10月に「都市公園の柔軟な管理運営のあり方に関する検討会提言」が公表され、新たな時代における都市公園の意義・役割等が示された。
- ・東京都と区市町は「都市計画公園・緑地の整備方針」を策定し、小平市では鎌倉公園及び鷹の台公園を優先整備区域として位置づけた。

④ 他自治体の公園における公民連携の動向

- ・公募設置管理制度は、令和4年末で、135件の公募がなされ、約50件が開業されている。
- ・全国では、公園数で11.5%、面積で35.8%に指定管理者制度が導入されている。
- ・多摩地域では、10以上の自治体で、公民連携による公園の管理運営手法が導入されており、多摩市や東村山市では、公募設置管理制度の事業者公募が行われた。近年では、複数市で、中小規模公園を含めた複数の公園の包括的な指定管理が導入されている。

⑤ 市民意見の概要

ア 主な実施概要

市民アンケート調査	令和2年12月～令和3年1月	556件/1,747件	
市民ヒアリング	令和3年10月～令和4年2月	44回、約70名	
公園マルシェ	令和4年6月4日	来場者約5,800名	
市民ワークショップ (鷹の台公園いどば たかいぎ)	【多世代】	令和4年7月3日	津田公民館 28名
	【小学生】	令和4年7月4日	小平第一小学校 70名
	【学生】	令和4年7月24日	小川公民館 13名
	【子育て世代】	令和4年8月19日	中央公園樹林地 約20名

イ 意見等の概要

○ 新たに整備する鷹の台公園について

- ・地域のシンボル ・学生の発表の場や、大学との連携の場 ・地域コミュニティの核
- ・中央公園との役割分担と連携 ・商店街との連携など地域活性化につながる場
- ・子どもが自由に遊べる場 ・防災拠点 ・運動、憩い、子育て、高齢者の居場所
- ・柔軟にイベント会場として使用できる場 ・世代間交流の場

○ 既存の市立公園について

- ・子どもが自由に遊べる場 ・「居場所」としての役割 ・世代間交流の場
- ・イベントやレクリエーションの場 ・中央公園の利便性向上
- ・中小規模公園の有効な利活用 ・公園内のルールの規制緩和
- ・市民が管理運営に関わる仕組み ・障がいや世代に関係なく使える公園

⑥ 整備及び管理運営の基本的な方針

「鷹の台公園のあり方調査検討業務委託報告書」の内容やサウンディング型市場調査の結果等を基に、事業の基本的な方針を示す。

ア 整備の基本的な方針

- ・鷹の台公園は、公募設置管理制度の活用により整備し、民間事業者の優良な投資を誘導することで、公園の質の向上や利便性の向上を目指すとともに、市の財政負担の軽減を図る。
※鷹の台公園の整備内容については、令和5年度に基本計画を策定する。
- ・地域の核となる既存公園は、公民連携による公園の質の向上に向けた提案を求める。中央公園の駐車場は、有料化に向けた事業提案を求める。

イ 管理運営の基本的な方針

- ・地域の多様なニーズに応えつつ、関連計画の具現化を図ることで、市民サービスの向上、地域の活性化を図る管理運営手法と仕組みを導入する。
- ・具体的には、鷹の台公園のほか、中央公園を含めた市南西部地域の90を超える公園、及び中央公園の市民総合体育館、グラウンド、テニスコート、上水公園のテニスコート、きつねっばら公園子どもキャンプ場、ふれあい下水道館を対象施設とした指定管理者制度を導入することにより、スケールメリットを活かした公民連携を進める。
※公民連携のより具体的な仕組みについては、令和5年度に検討を進める。

⑦ 事業推進により期待する主な効果

ア 地域や利用者等へ向けた効果

- ・鷹の台公園等に収益施設が設置されることで拠点性が高まり、賑わいが創出され、公園の魅力向上のみならず、周辺地域への経済的な波及効果が期待できる。
- ・スケールメリットを活かし、民間の柔軟な発想とノウハウによる総合的な管理運営が図られ、施設間の相乗効果が期待できる。また、鎌倉公園との連携強化や中小規模公園の効果的な利活用が期待できる。
- ・地域との連携・協働による管理運営により、利用者目線のサービス提供による新たな付加価値の創出や、指定管理者の自主事業による収益につながり、公園等を核とした観光まちづくりの推進が期待できる。
- ・スケールメリットを活かし、効率的・効果的な人員体制が確保される。また、平時の防災対策や災害時の防災機能向上に向けた体制確保が期待できる。

イ 市の負担軽減に向けた効果

市の直接管理に比べて、公民連携手法の仕組み構築により、様々な効果が期待できる。

- ・収益施設や自主事業の収益の一部を公園に還元することができる。
- ・施設の品質や利便性の統一的な向上が図られる。
- ・物品調達、設備投資、人件費等は、スケールメリットを活かしたコスト削減が期待できる。
- ・スタッフの配置や業務の統合が容易になり、人員配置や業務の効率化が図られる。
- ・各施設のノウハウや経験を共有でき、全体のコストメリットの向上が図られる。

⑧ 今後の主な予定

令和6年度に、公募設置管理制度及び指定管理者制度における事業者の公募を行い、令和7年度から選定した事業者による公園の設計・整備、管理運営等を進める予定としている。

令和6年度 事業者公募、鷹の台公園事業認可・用地取得

令和7年度 指定管理運用開始、鷹の台公園設計、提案に応じた公園の改修

令和8年度 鷹の台公園整備工事

令和9年度 鷹の台公園供用開始

※事業者の提案によりスケジュールや内容が異なることがあります。

4 令和5年度の主な予定

令和5年 6月～ 市民ヒアリング、市民ワークショップ、機運醸成イベント等
12月 整備基本計画素案のパブリックコメント

令和6年 3月 条例改正、整備基本計画の策定、公民連携手法の決定